

信州大学シェアオフィス INA 利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、信州大学学術研究・産学官連携推進機構新価値創成本部知的財産・ベンチャー支援室要項(平成29年7月20日信州大学要項第68号)第4(3)の規定に基づき設置する信州大学シェアオフィス INA(以下「本施設」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(運営)

第2条 本施設の円滑な運営は農学部学術研究推進室が担うこととする。

(利用者の資格)

第3条 本施設を利用できる者は、信州大学(以下「本学」という。)の学生、教員、職員、その他学術研究・産学官連携推進機構長(以下「機構長」という。)が適当と認めた者とする。

2 前項ほか、信州大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条に基づいて信州大学発ベンチャーに認定された企業に所属する者も資格を有する。

(利用の申請と承認)

第4条 本施設の利用を希望する者は、所定の信州大学シェアオフィス INA 利用申請書(別記様式)により機構長に申請し、承認を受けなければならない。

2 機構長は、前項の利用申請が適当であると認めたときは、これを承認する。

(利用の変更)

第5条 前条の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)がシェアオフィス利用申請書の記載事項を変更しようとする場合は、機構長に申請して、改めて承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認については、前条第2項の規定を準用する。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、この要領に定めるもののほか、「信州大学シェアオフィス利用規約」を遵守するとともに、機構長及び農学部学術研究推進室長の指示に従わなければならない。

(利用料)

第7条 利用者は、本施設及び設備等の利用にあたり、有料スペースについては所定の利用料(別表)を負担しなければならない。

(利用承認の取消し)

第8条 機構長は、次の各号の一に該当するときは、利用者の利用承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者が第6条の規定に違反したとき。
- (3) 本施設の管理運営上重大な支障を生じさせたとき。
- (4) その他機構長が利用させることを不相当と認めたとき。

(設備の破損等)

第9条 利用者が、故意又は過失により設備等の破損、滅失又は汚損(以下「設備の破損等」という。)を生じさせたときは、速やかに機構長に届け出るとともに、原状回復に必要な費用を負担しなければならない。

(事務)

第10条 当該シェアオフィスの事務は、農学部総務グループ(研究支援・産学官連携担当)において処理する。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則 (令和 5 年 10 月 16 日教員会議承認)

この要領は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する。

(利用申請書・別紙)

起業に向けた抱負及び事業計画について

申請者: _____

1. 起業に向けた抱負 (なぜ、シェアオフィスを利用したいのか)	
2. 起業を考えている／起業している事業計画について	
<input type="checkbox"/> 事業プラン名 <input type="checkbox"/> 企業名	
起業の動機	
事業内容	
起業時期	<input type="checkbox"/> 予定 (年 月ごろ) <input type="checkbox"/> 年 月 設立済

※必要に応じて別添資料(10頁以内)を添付することができます。

※起業済みの場合は提出不要です。

別表(第7条関係)

シェアオフィス INA 利用料等(本学の学生及び教職員および認定ベンチャー)

施設・設備	利用料(税込)	起業準備中		起業済	
		学生	教職員等	学生	教職員等
オフィス利用料	月額	500 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円
会社登記料金 ※	登記時	3,000 円			

※社名板の作製、信州大学シェアオフィス Web サイトへの社名掲載、事務手続等の手数料を含む。